

まちづくり基本条例、私たちがPRしています！

まちづくり基本条例PR委員会

〈連絡先〉

まちづくり推進課 TEL.072-780-3533

まちづくり基本条例PR委員会

検索



PR委員の応募は
コチラから！

まちづくり基本条例PR委員会あれこれ

●はじめは？

「伊丹市まちづくり基本条例」は、時代の流れとともに成長していく条例として、4年以内ごとの見直しが規定されています。

初の見直し作業が平成18年度に行われた際、市民の中での「伊丹市まちづくり基本条例」に対する認知度をあげていかなければならぬとのご意見をいただき、条例の基本理念に則って、市民と市が協働しながら、この条例の普及啓発を行っていくこととなりました。

●どんなことをしているの？

これまで年に一回「まちづくり基本条例フォーラム」を開催していた他、条例を啓発するポスターや作文の募集を行っていました。近年は、市のまちづくりの未来を担う子どもたちを対象に、紙芝居を用いて学校での出前授業や、社会科副読本への掲載など、幅広く活動しています。

お仕事をされている方も、可能な時に参加していただけます！とくに知識も必要ありません！まちづくりに関心のある方、PR活動に興味のある方、一緒に楽しみながら活動しましょう！



まちづくりの
勉強をしたり、いつしょに
色々な活動を
してみませんか？

PR委員、随時募集中!!



月に一度の会議や、
依頼を受けての
出前授業などを
やってます！

もっと知りたい！

さらに詳しく！

「市民まちづくりプラザ」

市民力による地域の個性や魅力あるまちづくりを推進するため、幅広い分野で活動するNPOやボランティア団体、あるいは地域活動団体への活動支援と連携を図る場として、平成16年に設置されました。

市民まちづくりプラザではこれまで、市民活動のヒント・手法を伝える講座や、市民活動に役立つパソコン講座、市の政策について学べる講座などを実施しています。また、さまざまな立場の人人が、お互いの意見を尊重しあいながら、自由に議論できる場づくりにも取り組んでいます。

■住 所

〒664-0858 伊丹市西台1丁目1番地1号
伊丹阪急駅ビル「リータ」3階

■開館時間 午前10時～午後8時

■休 館 日 毎週水曜日・祝日の翌日・
12月29日～1月3日

■連 絡 先 TEL.072-780-1234
FAX.072-785-0234

市民まちづくりプラザの
HPはコチラ！



平成29年度より、
スワンホール旧レストランスペースに移転！



市民まちづくりプラザは、平成29年4月より、スワンホール旧レストランスペースでリニューアルオープンします！活動スペースが広がる等、今後もさまざまな機能を備え、伊丹市の市民活動をサポートします！

パブリックコメントとは？

Q.そもそもパブリックコメントを とる目的は？

A. 目的は3つあり、

- ①市の政策等の意思形成過程における透明性及び公正性の向上を図り
- ②市民の市政への参画を促進し
- ③市民の需要に合致した行政執行を実現することです。

Q.パブリックコメントには どんな意見でも書いていいの？

A. 意見を募集する案件についての、賛成・反対のみを書かれた意見については、市の回答は致しかねます。パブリックコメント制度は、まちづくり基本条例に基づき市民の皆様の市政への参画を促進する制度です。

Q.パブリックコメントで 意見を提出するにはどうすればいいの？

A. 意見提出の方法としては、

- ①案件の所管課窓口、各支所・分室、くらしのプラザ、市民まちづくりプラザ、「ふらっと」人権センター、図書館「ことば蔵」、行政資料コーナー、まちづくり推進課窓口への持参
- ②郵便
- ③ファクシミリ
- ④電子メール
- などがあります。

さらに詳しい内容は
市のホームページで！

